

受託研究変更契約書

受託者 分任契約担当役国立大学法人群馬大学 昭和地区事務部長 原 忠篤 (以下、「甲」という。)と委託者 (以下、「乙」という。)は、両者の間において、平成 年 月 日付けで締結した治験課題名: に関する受託研究契約事項の一部を次のとおり変更する。

第2条第1項第3号中「目標とする症例数: 例」を「目標とする症例数: 例」に改める。

第2条第1項第5号中「治験期間: 研究費納入の日から平成 年 月 日までとする。」を「治験期間: 研究費納入の日から平成 年 月 日までとする。」に改める。

第3条第1項第1号中「本治験の適正な実施に必要な経費のうち、診療と係らない経費 (以下「研究費」という。)金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)」を「本治験の適正な実施に必要な経費のうち、診療と係らない経費 (以下「研究費」という。)金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)」に改める。

第3条第5項を次のように改める。

5 乙は、第1項に定める研究費を以下のとおり、分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限 (以下「履行期限」という。)までに納付するものとする。

区分	納入時期	納入額
第1回	納入済み	円
第2回	平成 年 月 日	円
第3回	平成 年 月 日	円
第4回	平成 年 月 日	円
第5回	平成 年 月 日	円

(2) 乙は、第1項第2号に定める支給対象外経費を、分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限までに納付するものとする。

(3) 乙は、履行期限までに研究費及び支給対象外経費を納付しないときは、履行期限の翌日から納付の

日までの日数に応じその未納額に年 5.0%の割合で計算した延滞金を甲に対し納付しなければならない。

本契約締結の証として、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住所) 前橋市昭和町三丁目 39 番 15 号
(名称) 分任契約担当役国立大学法人群馬大学
(代表者) 昭和地区事務部長 原 忠篤 印

乙 (住所)
(名称)
(代表者) 印